毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集 ㈱佐伯コミュニケーションズ

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

	ナノノル・ます	人り旦りま	ことしてする	
7二月二十四日		第二七一号	令 和 三 年	
(	金	曜	日	)
大分県警察における処務に関する訓令の一部改正	警察本部訓令	宝石さんごの採捕禁止	大分海区漁業調整委員会告示	とができる手続等に関する告示

L			警察本部告示
	Ξ.	九	指定漁船調書の縦覧
を	第十号様式中   (特別領収義務省包製备方 第 円 行 号)	九	土地改良法による換地計画の決定及び縦覧(国営事業)
_	Art-	九	臨時種畜検査の実施
	第八号様式及び第九号様式中「臼」を削る。	八	令和三年度臨時種畜検査に合格した種畜
	又 は 名 称」) <sup>Dax</sup> xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	五	瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請
		五	生活保護法等による施術者(開設者でない施術者)の指定
	又 は 名 称 印」	五	生活保護法等による施術者(開設者である施術者)の指定
	第五号兼弐中「凩	·····································	生活保護法等による指定医療機関の廃止
	第一号様式及び第三号様式中「臼」を削る。	·····································	生活保護法等による指定医療機関の休止
	十から十四まで 削除	·····································	生活保護法等による指定医療機関の名称変更
	第六条第十号から第十四号までを次のように改める。	························][1]	生活保護法等による医療機関の指定
	正する。	Ē	告 示
のように改	大分県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年大分県規則第二号)の一部を次のように改		大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正
	大分県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則		病院局管理規程
	大分県規則第九十九号		大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正
貞	大分県知事 広 瀬 勝		企業局管理規程
	令和三年十二月二十四日		大分県道路交通法施行細則の一部改正
	大分県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。		公安委員会規則
		<u> </u>	通勤手当の支給に関する規則の一部改正
	○規則		人事委員会規則
- 3			大分県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正
		女 開	
… … … … … … …	員の就退任…	1 土	目次
- -	大兄児警察における処務に関する訓令の一部改正	(	
<u>.</u>	警察本部訓令	十二月二十四日   金   こ	フクリッキー
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	宝石さんごの採捕禁止	号曜	人うり目りまり第二七一
	大分海区漁業調整委員会告示	三 年 <sub>日</sub>	トーフマー令和
九	とができる手続等に関する告示	) と	<b>b</b>

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこ

(特別徴収義務者登録番号

徭

 $\widehat{\mathcal{A}}_{\square}$ 

に改める。

第14号様式から第18号様式まで 第十四号様式から第十八号様式までを次のように改める。 第十一号様式及び第十二号様式中「台」を削る。 削除

第十九号様式中 「EU」を削る。

第二十一号様式中 氏 名  $\bowtie$ 

ã

至 袮

至 × at 至 称

天

に改める。

第二十四号様式中「EI」を削る。

### 則

(施行期日)

1 この規則は、 令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 号様式から第十二号様式まで、第十九号様式、第二十一号様式及び第二十四号様式の規定 による用紙は、当分の間、 改正前の大分県産業廃棄物税条例施行規則第一号様式、第三号様式、第五号様式、第八 所要の補正をして使用することができる。

### 人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

八分県人事委員会委員長 石

井

久

子

## 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

大分県人事委員会規則第十九号

通勤手当の支給に関する規則 (昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号)の一部を次の

ように改正する。

を「一六千七百円」」に、 一千八百円」に、「一万六千円」を「一万六千百円」に、「一万九千六百円」を「一万九千 別表中「二千百円」を「二千二百円」に、 「九千三百円」を「九千四百円」に、「一万二千七百円」を「一万 「四千百円」を「四千二百円」に、「六千六百円」

> 円に、 百円」に、 百円」を「五万四千二百円」に改める。 万八千百円」を「四万八千二百円」に、 千七百円」に、「二万八千百円」を「二万八千二百円\_ 七百円」に、「二万二千七百円」を「二万二千八百円」に、 「三万三千五百円」を「三万三千六百円」に、「三万六千六百円」を「三万六千七 「四万円」を「四万百円」に、 「五万千百円」を「五万千二百円」に、 「四万四千百円」を「四万四千二百円」に、「四 に、 「二万五千六百円」を「二万五 「三万五百円」を「三万六百 「五万四千

### 則

哥

を

この規則は、 令和四年一月一日から施行する。

## 公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

大分県公安委員会規則第13号

大分県公安委員会委員長

M

田

敦

4

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

改正する。 大分県道路交通法施行細則(昭和51年大分県公安委員会規則第2号)の一部を次のように

中「規定による」を「規定により」に改め、同条に次の1項を加える。 第15条第2項第3号中「管理の実務」を「運転の管理の実務の経験」に改め、同条第3項

全運転管理者に係る事項にあつては安全運転管理者に関する届出書を、副安全運転管理者 うち施行規則第9条の12各号(第3号を除く。)に掲げるものに変更が生じた場合は、安 以内に公安委員会に提出しなければならない。 に係る事項にあつては副安全運転管理者に関する届出書を、当該変更が生じた日から15日 第1項の規定により安全運転管理者等の選任の届出をした者は、当該届出に係る事項の

% % % 第11号様式及び第11号様式の2の備考を備考1とし、これらの様式の備考に次のように加

届出事項の変更の場合は、変更する事項のみ記載すること

图

2

この規則は、公布の日から施行する。

### ○企業局管理規程

る。 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

令和三年十二月二十四日

# 大分県企業局管理規程第十三号

大分県企業局長

浦

辺

裕

 $\equiv$ 

四号)の一部を次のように改正する。大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程(昭和四十三年大分県企業局管理規程第大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

### **阼**

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

## ○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

大分県病院局管理規程第十一号

大分県病院局長

井

上

敏

郎

## 大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 大分県病院局職員の給与に関する規程(平成十八年大分県病院局職員の給与に関する規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十三号)の

円」を「一万九千七百円」に、 円」を「三万六千七百円」に、 円」に、「五万四千百円」を「五万四千二百円」に改める。 千二百円」に、「四万八千百円」を「四万八千二百円」に、 円」を「三万六百円」に、「三万三千五百円」を「三万三千六百円」に、「三万六千六百 百円」を「二万五千七百円」に、 七百円」を「一万二千八百円」に、 「六千六百円」を「「六千七百円」に、「九千三百円」を「九千四百円」に、 別表第十三中「二千百円」を「二千二百円」に、 「二万二千七百円」を「二万二千八百円」に、 「四万円」を「四万百円」に、 「二万八千百円」を「二万八千二百円」に、 「一万六千円」を「一万六千百円」に、 「四千百円」を「四千二百円」 「五万千百円」を「五万千二百 「四万四千百円」を「四万四 一一万九千六百 「二万五千六 「三万五百 「一万二千

### 附則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。

〇 告

示

大分県告示第六百九十三号

定した。

定した。

定した。

定した。

の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指含む。

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成年活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国

令和三年十二月二十四日

大分県葬	
: (告示)	

「 二 ・ ナ	国東市国東田 御川ニアナ四番地	注	れたに営利		別府市大字北石垣一〇三	楽局 中須賀	アイン薬局	
7	国東方国東丁島十二六七四季也日日ガラ瀬田名日一ナナレ者共一	上 二	所ずまれ	令 三・一・ 一・	番地一 別府市大字鶴見四三九五	薬局 別府鶴	見アイン	別府店御のぞみ調剤薬局
<b>計</b>	日村三頭丁六日一 1.19香也一		市立東渓診	<b>沙</b> 夏至	才	変更後		変更前
令 三·	豊後大野市緒方町馬場五六―六	高 倉 賢 志 豊	高倉歯科医院	<b>変更</b> 手引 日	近 生 也		医療機関の名称	医斑
廃止年月	所在地	開設者の氏名	医療機関の名称	瀬勝貞	大分県知事 広		月二十四日	令和三年十二月二十
棋	大分県知事 広 瀬			届出があった。	次の指定医療機関からその名称変更の届出	の指定医療機関	,	を含む。)の規定
		124	======================================	十日.	成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例に	条第四項によ	十号) 第十四	成六年法律第三
ょること	規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合	規定により、次の指定医三十号)第十四条第四項	を含む。)の規定成六年法律第三十二	目立の支援に関する法律(平一(中国残留邦人等の円滑な帰	国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑	中国残留邦人法律第百四十二	水住帰国した昭和二十五年	国の促進並びに発生活保護法(四
メ援に関	に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	住帰国した中国残留	国の促進並びに永				日九十四号	大分県告示第六百九十四号
7留邦人	(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰	和二十五年法律第百	生活保護法(昭	~		***************************************	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		六百九十六号	大分県告示第六百·				1	
{		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		令 三・一二・ 一	速見郡日出町三九〇二―七	シァ		出店。專用
令三・	速見郡日出町町二九一九	大 石 定 信 速	大石内科医院				カ・ウ リニ カ有限会社フクオ	タカナキ薬司日
休止年月	所在地	開設者の氏名	医療機関の名称	令 三・一一・ 一	別府市石垣東三丁目五番一五号		株式会社薬苑棗	府店のお調剤薬局別
1棋	大分県知事 広 瀬						尼	
	[日 めの指定医療機関から付止の届出かあった。	十二月二十四日が発気の	令和三年十二 の規定	令 三·一一· 一	佐伯市弥生大字江良一○五八番地	仁薬 佐伯市弥	株式会社輔仁	輔仁薬局弥生店
によることとされるの支援に関する法律	<b>見だした。、こ)旨だは「残銭引へいたこ)冒出だっった。</b> 三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合に永住帰国した中国残留邦人等及び特定監側者の自立の支援に関する法律(平	・・・・ 、 こ) 音 音 語 号) 第十四条第四項	(律が)	令 三・一一・ 一	市隈二丁目一—三五	日 田	株式会社淡水	みどり薬局
<b>公留邦人</b>	(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰 <b>バ百九十五号</b>	、 (昭和二十五年法律第百 <b>八百九十五号</b>	分 <b>県告示第</b> 生活保護法	令 三・一二・ 一	中津市中央町一丁目七三八番地一	だ	クリニック	クけいだクリニッ
{	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			另序计上里广田 三一匹()	另序计	一医院	写音 第一 图 图
令三・	番地の六	前店	青山薬局			-	医療法人安部第	-
	川寺尺 川寺市田の場丁二〇〇四一六一五一二号	<b>製</b> 司		令 三・一二・ 一	国東市国東町田深六六五番四		医療法人鶴玲会	末綱クリニック
令 三·	- 六―五―二号	 本 订 吉	あすなろ薬局					

五・八~八・六	五・八~八・六	水水素イオン濃度	~~~   汚水		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
最大の値	通常の値	項 目 単 位	令 - - - - -		剆	徳永招
一五・〇	111.0	イイン を	÷	丁目三―一六 フォーブル河野二〇		(
最大の値	通常の値	火拳の一日省 こりの	指定年月日	術者の住所	式名 <u>施</u>	施術者の氏名
	なし	用の季節的変動	瀬勝貞	大分県知事 広		
	二四時間	日当たりの使用時間			令和三年十二月二十四日	令和三
	二四時間	用時間間隔	使		者でない施術者)を指定した。	者でない施
	令五・一二・三一	用開始予定年月日	当させる施術者(開設 使	次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者	。)の規定により、次の	場合を含む。
	令四・一二・一	事完成予定年月日	例によることとされる 工	(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる。)―(台語)――――――――――――――――――――――――――――――――――	法律第三十号)第十四名	(平成六年
	許可後	事着手予定年月日	自立の支援に関する法律 工(中国産貿井/祭の尸治 工	等及び特定配禺者の第五十五条第一項	進近びに永注帰国した中国残留邦人は伝(昭利二十五年法律第百四十四号)	な帰国の促発
	一〇〇調理食/日 一基	力	辛	第11十二人等 一百	-	大分県告示
	ちゅう房施設	類	4			
表第一第六十六号の三	入浴施設 入浴施設	イ ちゅう房施設及びハ 入浴施設水質汚濁防止法施行令(昭和匹十・	令 三·一 一·二 四	国東市武蔵町古市一四三—一	章におきいます。	永松剛
		44			大よこ或を全事	
		(仮称)湯布院プ	令 三・一一・一七	日田市本町七―三一 一F	秀星の花整骨院	江 田 全
	十五番地	百五	<b>打</b> 気牟 月 日	戸在出	12名 が補用の名称	が補者の日名
		2 特定事業場の所在地及び名称	旨定手月日	Ē	_	布庁針りも
		代表取締役 平 川 順 基	瀬 勝 貞	大分県知事 広		
		株式会社エイコス			令和三年十二月二十四日	令和三.
	番一号	大阪府大阪市北区国分寺二丁目一番一号			術者)を指定した。	者である施術者)
	代表者の氏名	1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名	当させる施術者(開設	のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者	)の規定により、次	場合を含む。
		申請の概要	例によることとされる	第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる	(平成六年法律第三十号) 第十四名	(平成六年:
瀬勝貞	大分県知事 広		立の支援に関する法律	な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	進並びに永住帰国した。	な帰国の促
		令和三年十二月二十四日	(中国残留邦人等の円滑	(昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条第一項 (		生活保護法
	た書面を縦覧に供する。	に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。			大分県告示第六百九十七号	大分県告示
響についての調査の結果	することが環境に及ぼす影響	なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	あった。					
条第一項の規定により、	(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一	置法	令 三・一〇・三一	別府市石垣東四丁目五の二	局 藤 島 憲 一	藤島調剤薬局
		大分県告示第六百九十九号				

大分県報 (告示)

令和
二年十
月
一十匹口

1	事	能	種		-	ŋ	の値	状態浮	汚染 化 ※	等の生物	汚水 水	項	<b>港水等</b>	く 辛	使用	日 日	使用	使用	工事	工事	能	種		ŋ	の値窒	状態浮	汚染 化 ※	等の生物
	<b>善</b>					<i>ا</i>	素	遊	学的酸	生物化学的酸素要求量	素イ、		<i>O</i> ,	-	の季	当 た り	時	開始	完成	着手				<i>ا</i>	素	遊	学的酸	生物化学的
	予定					含有	含有	物質	素要	酸素要	オン		日 当 た り		節	0	間	予定	予定	予定				含有	含有	物質	素要	?酸素要求量
1	丰					量	量	量	求 量	求量	濃度	目	<i>0</i> . 量	<u> </u>	的亦	使用	間	年	年	年				量	量	量	求量	水量
	月   日   :	力	類			mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ	/	単位	m³ / 日	単位	変動	時間	隔	月日	月日	月日	力	類		mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ
1	(	一三・三〇㎡/基 二基	入浴施設			一.九	五·六	一 五.	一二・六	1111-11	五・八~八・六	通常の値	ニ・七	通常の値	なし	一六時間	二四時間	令五・一二・三一	令四・一二・一	許可後	二・九㎡/基 一基	入浴施設		Ŧi.	1110	三五〇	五〇	二五〇
						111 • 111	七・五	一七	一五・八	_ 	五・八~八・六	最大の値	六・○	最大の値											<u>m</u>	11100	一八〇	11100
等の	汚水	j C		_ 汚 水	<u>ー</u> ち	使							種			の値	 状態	$\overline{}$		_	$\overline{}$		 汚 水	使	一日	使	使	工
生物化学	水素、		Į	等の一	争	用の	当当	-	用		事着				b	窒	浮	学	生物化	水素		1	等 の	用	当	用	用開	事完
字的酸害	イ		- 1			"	)   +=		開						ん	素	遊	的	11	218			<del>-</del>	0				
.87.	オ、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			日 当 た	É	季	た         	時	1.	成	手				ん含	素含	遊物	酸素	一学的酸害	ポイオン			一 日	季	たり	時	始予	成予
常要求量	ン濃		3	当たりの	当 こ )		たりの使	時間	始予定年	成予定	手 予 定				含有	含有	物質	酸素要求	1.学的酸素要求量	パイオン濃度			一日当たりの		たりの使	間	始	
的酸素要求量一噁/	ン	生 目 単	<u> 1</u>	当たりの量   m/	当 (こ) () () (量 単	季節的変	たりの使用時	時間間	始予定年月	成予定年月	手 予 定 年 月		類		含有量。	含有量咖啡	物 質 量 mg/	酸素要求量 啜	子的酸素要求量 鸣	+	目単	m³	一日当たりの量 単	季 節 的 変	たりの使用時	間間	始予定年月	定年月
$\vdash$	ン濃	単位通常の	鱼 1	当たりの量 mi/日	当こ) ) 量	季節的変動なし	たりの使用時間一	時間間隔	始予定年月日令五・一	成予定年月日令四	手 予 定 年 月 日	カ	類 入浴施設	-	含 有 量	含有量吸化	物質量	酸素要求量吸化	mg ℓ	+	目単位通常の	m³/日	一日当たりの量 単位 通常の	季節的	たりの使用	間	始予定年	予定年

		汚染	等の	汚水				ř	<b>ラ</b>			使	_	使	使	工	エ			能			種			の値	状態	汚染
		化学	生物	水	項			デ カ 等 0	ト 宇 り			用	日当	用	用開	事完	事着								ŋ	窒	浮	化学
		的酸	化学的	素イ				-	-			の	た	時	始	元成	手								ん	素	遊	的酸
		素	生物化学的酸素要求量	オン				\ <u>\</u>	日 当 こ )			季節	りの		予	予	予								含	含	物	素
		要求	要求是	濃				0	り り 瞉			的	使	間	定年	定年	定年								有	有	質	要求
		量 mg	量mg	度	単			m³	<u> </u>		単	変	用時	間	月	月	月月								量 mg	量mg	量 mg	量 mg
		$\ell$	$\ell$		位			日 日			位	動	間	隔	II.	日	日			カ			類		$\ell$	é	$\ell$	$\ell$
				五	通	(5)	4	3	2	1	通	なし	一六時間	一七時	令 五 ·	令四・	許可後	5	4	3	2	1	入浴施設					
^				八八(	常常	_				_	常		間	七時~翌日九時	<u> </u>	<u> </u>		. 00	·六五㎡	<u>五</u>	· 九 二	· 四 四	設					
<b>令和</b> 三		<i>五</i> .	11.1	八八:	の #	<u>.</u>	七:	<u>-</u>	<u>-</u>	三	の			九時	111 1	_		m <sup>3</sup> 基	が 基	m <sup>3</sup> /基	m³ / 基	m 基			<u>.</u>	四	二	
年十二				六	値	七	三		六	九	値							<b>卒</b> 六基	至 三基		_	卒 八基			六	八		四
令和三年十二月二十四日																		基	- 基	基	基	基						
占日				五・八	最大						最大																	
		<u> </u>	五.	/ 八八	0	一 四 •	九	<u>-</u>	≡	七七	の														三	七	七七	一
				六	値	六	<u>.</u>	七	=	四	値														四	六		-
	狀	注 柒	i 等	章 沪 ) 力	<u> </u>				325		佶	_	使	使	工	エ			 主		1:11:	Ale	Latt	1:1		_	0)	
	25	2 ×H	. 15	、 _l				l	75		1史	1	1 1/~				1		工.		愽	能	一处	梩	Ι.		/-1.	- 48
,	状態 浮	化		T	火 水	IJ	頁		汚水等		使用	日		用	事	事			工.		構	能	処	種	$\frac{1}{4}$	7.	値	態
大分県	-	化学		T	水素	Ŋ	頁		の 一				用	用開	事完	事着					<b>悔</b>	形	型 理		4 汚水等	りこと	6	浮
大分県報(生	浮	化学的酸	生物化学的酸	3	水 素 イ オ	Ŋ	頁		の一日当		用の季	日当たり		用開	事	事			<b>王</b>		悔	能			4 汚水等の	う	が 空 素	浮遊
大分県報(告示)	浮遊	化学的酸素要	生物化学的酸素		水 素 イ	ij	頁		の一日当たり		用の季節	日当た	用	用開始	事完成	事着手					(博	能			4 汚水等の処理の	方に至り 人 倉	値窒素含	浮遊物
	浮 遊 物 質 量	化学的酸素	生物化学的酸素要求量		水素イオン	E	1		の一日当たりの量		用の季節的	日当たりの使用	用時	用開始予定年	事完成予定年	事着手予定年			要		<b>一</b>		理		4 汚水等の	方とは)は、一方で、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では	値窒素含有量	浮遊物質量
	浮遊物質量 1	化学的酸素要求	生物化学的酸素要求量。		水素イオン濃	E	]	mi / 日	の一日当たりの量	 並	用の季節	日当たりの使	用時間	用開始予定	事完成予定	事着手予定			要寸法		造	能 力	理		4 汚水等の処理の	方に至りは置り方式	値窒素含有量 19/1	浮遊物質量咖啡
	浮 遊 物 質 量	化学的酸素要求量写	生物化学的酸素要求量		水素イオン濃度__五・	自	目 単 立	日	の一日当たりの量	立	用の季節的変	日当たりの使用時間	用時間間隔	用開始予定年月日	事完成予定年月日	事着手予定年月	縦		要寸法	第一	造	カ	理方式	類		おころ と	値窒素含有量 19/1	浮遊物質量咖啡
	浮遊物質量  198/ 化   二	化学的酸素要求量 喊~~	生物化学的酸素要求量。吃/化		水素イオン濃度__五・八	自	目 単 立 通	日一九・	の一日当たりの量	通通	用の季節的変動な	日当たりの使用時	用時間間	用開始予定年月	事完成予定年月	事着手予定年月日	縦一・五		要寸法	縦三・七	造	力四六八	理方式接触ば			おころ と	値窒素含有量 19/1	浮遊物質量咖啡
	浮遊物質量 1	化学的酸素要求量写	生物化学的酸素要求量。		水素イオン農度     五・八	上	目 単 立	日	の一日当たりの量 処理前 処理前	立	用の季節的変動な	日当たりの使用時間二四時	用時間間隔	用開始予定年月日	事完成予定年月日	事着手予定年月日	縦一・五六m		要寸法	縦三・七六m~第一接触ばっ気搏	造	カ	理方式接触ば			おころのとは 一覧	值	浮遊物質量吸化
	浮遊物質量  100   100   1	化学的酸素要求量 喝/ 化一五〇 一	生物化学的酸素要求量。喝/化。一七〇	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	水素イオン濃度 五・八 五・八 五・八	自	1 単立	/日 一九・二 一九	の一日当たりの量	並 通 常	用の季節的変動な	日当たりの使用時間二四時	用時間間隔	用開始予定年月日	事完成予定年月日	事着手予定年月日	縦一·五六m×横二		要寸法	縦三・七六m×横二第一接触ばっ気槽	造	力四六八	理方式接触ば			り A 含 春 量 画/ ℓ	值 窒素含有量 W/ C	浮遊物質量吸化
	浮遊物質量  198/ 化   二	化学的酸素要求量 喊~~	生物化学的酸素要求量。吃/化	i	水素イオン農度     五・八	上 単 位 処理前 処理後	目単立通常の	/日 一九·二 一九·二	の一日当たりの量 単 処理前 処理後	並通常の	用の季節的変動な	日当たりの使用時間二四時	用時間間隔	用開始予定年月日	事完成予定年月日	事着手予定年月日	縦一・五六m×横二・七六	高度処理槽 総二・五一m×樹二・	要する法第二接触ばつ気槽	縦三・七六m×横二・七六 第一接触ばっ気槽	造	力四六八	理方式接触ば			り A 含 春 量 画/ ℓ	值 窒素含有量 W/ C	浮遊物質量吸化
	浮遊物質量  100   10   10   1	化学的酸素要求量 鸣/ 化一五〇 一五	生物化学的酸素要求量 喝/ 化 一七〇 一〇 二一	i	水素イオン農度     五・八	上 単 位 処理前 処理後	目単立通常の	/日 一九・二 一九	の一日当たりの量 単 処理前 処理後	並通常の	用の季節的変動な	日当たりの使用時間二四時	用時間間隔	用開始予定年月日	事完成予定年月日	事着手予定年月日	七六 m	高度処理槽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	要する法律にはい気槽	九 六 m	造	力四六八	理方式接触ば			り A 含 春 量 画/ ℓ	值 窒素含有量 W/ C	浮遊物質量吸化
(告示)	浮遊物質量  100   100   1	化学的酸素要求量 喝/ 化一五〇 一	生物化学的酸素要求量。喝/化。一七〇		水素イオン濃度	上	目単立 通常の値 最大	<ul><li>─日 一九・二 一九・二 二四</li></ul>	の一日当たりの量 処理前 処理前	立通常の値最大	用の季節的変動な	日当たりの使用時間二四時	用時間間隔	用開始予定年月日	事完成予定年月日	事着手予定年月日	七六 m	高度処理槽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	要する法律にはい気槽	九 六 m	造	力四六八	理方式接触ば					浮遊物質量mg/ℓ 五
	浮遊物質量  ºg/ℓ   100   10   1π	化学的酸素要求量 鸣/ 化一五〇 一五	生物化学的酸素要求量 喝/ 化 一七〇 一〇 二一	デート (人)	水素イオン農度     五・八   五・八   五・八   五・八   五・八	上 単 位 処理前 処理後	目単立 通常の値 最	/日 一九·二 一九·二 二四·	の一日当たりの量 単 処理前 処理後	立通常の値最	用の季節的変動な	日当たりの使用時間二四時	用時間間隔	用開始予定年月日	事完成予定年月日	事着手予定年月日	一六	高度処理槽	要すると、第二接触ばの気槽	七六	造	力四六八	理方式接触ば			り A 含 春 量 画/ ℓ		浮遊物質量mg/ℓ 五

	令和三年十二月二十四日
I	

月	犬 汽	5年の	等う	汚 水		-	<u> </u>	排				ſ	りょり	犬 注	<b>手</b> 条	等 i	<b>汚</b>		-	_	排		5				の値	$\rceil$
	浮	化学	生物	水	項	=	3 当				大	ŋ	窒	浮	化学	生物	水	項	} <u>\</u>	当			排出	J	۲	ŋ	窒	
	遊	的	生物化学	素イ		1	とり	水			腸	ん	素	遊	的	生物化学	素イ		7 1		水	:	四水の	月	易	ん	素	
	物	酸素	的	オ		1	の 非				菌	含	含	物	酸素	的	オ		技				量及	Ē	菿	含	含	
	質	要求	酸素要求量	ン濃		ŀ	出 火	口			群	有	有	質	要求	酸素要求	ン濃		E				び汚染	君	羊	有	有	
	量	量	水量	度	目		量				数	量	量	量	量	水量	度	目		Ī.			汚染状態	娄	汝	量	量	
	mg	mg	mg		単	m³ 	単	名			個	mg	mg	mg	mg	mg		単	m³ 	単	名		の値	/	固	mg	mg	
H	l	l	l	<u>/</u>	位	日	位		-		cm	$\ell$	l l	ℓ	· l	l	/_	位	日	位	-11			С	m	$\ell$	l	+
				五	通		通				$\equiv$						五.	通		通							rī	
				八分	常	八	常				0		三五	_	_		八~	常	_	常						0	八〇	4,
	五.	五.	三	八・六	の値	八六・四	の値				〇以下	五	五.	0	五	0	八・六	の値	九二	の値					三、			3
					110	129	110				٢						\   	110	_	旭				以 下	000	五.	三五	
								No. 2													No.	$1 \mid$						
				五・八	最十		最上				Ξ,						五	最土		最上						<u>-</u>	<u> </u>	
	_	<u> </u>	五	八~八	大の		大の				000以下	八	四〇	豆豆	==0	五五	八~八	大の	二四	大の					三、	五.	0	$\dashv$
				六	値	四四	値				以下						六	値		値				以以	- 1		四	
L			_														fr:							<u>一</u>	ŏ	八	ි ග	$\downarrow$
	令三大分県臨三	令三大分県臨三		令三大分県臨三	令三大分県臨三	令三大分県臨三	令三大分県臨三	令三大分県臨三	令三大分県臨三	令三大分県臨三		育 三 大	令三大分県臨三	**		令	年度の臨時種畜	家畜	大分杲告示第七		2		1	事		1	値 窒	
	分県	(分県)		分県	分県	分県	分県	分県	分県			シブョド	分県	種畜証明書番号		令和三年十	臨時種	家畜改良増殖	告示	大分県生	縦覧場所	令和三年	縦覧期間	事前評価に	大	b		
				品三		ニ 第		<b>踹三</b> 第	ニ 第	日 日 三 第			路 三 第	明書		十二	怪畜検		百		新		間		腸	λ   Δ	素	
	第十一号	第十号	.   <del>-</del>	第九号	第八号	第七号	第六号	第五号	第四号	第三号	<b>参</b>	를 를	第一号	番号		月二	査に合	(昭和	<b>有</b>	環境が		月月		する書	菌	含	含	
	号															二月二十四日	格し	型十	3	· 環境		十四四		音面の	群	有	有	
	A 1807	A 1805		A 1802	A 1847	A 1840	A 1839	A 1821	A 1795	A 1794	7	A 1703	A 1779				検査に合格した種畜は、	五年		保全調		日から		縦覧	数個	量mg	+	$\dashv$
	807	305		202	847	840	339	821	795	794		703	779				留は、	<b>法律第</b>		議及び		り令和		問及	cm³	\(\ell\)	mg l	,
														名			次のとおりである。	三百五		活環境部環境保全課及び由布市役所		十二月二十四日から令和四年一月十四日まで		関する書面の縦覧期間及び縦覧場所	_			
														名前	大分県知事		こおり	号)		一役所		月十		見場所	111, 0			
															知事		であっ	第四名		) ;		四日*			000以下	_	三	
															広		ବ୍ଦ	采 第 一				まで			以下			
r																		項第一								<u> </u>		$\downarrow$
	その他	その他	- 2	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	. 2	そり也	その他	品種	瀬			号の		) ) )					1111			
	他	他 	4   1	也	他	他	他	他	他	他	1 1	也	他	浬	DA.			規定に	·									
-		+										+		検	勝			による							000以下	=	五	.
	級外	級外	と	級外	級外	級外	級外	級外	級外	級外	:   糸 -   夕	及	級外	検査成績	貞			法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定による令和三二十							下			
L														傾				=								$oxed{oxed}$		

大分県報 (告示)

八

大分県警察本部告示第59号 大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和 大分県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和	? う。 一 第 五	施行令一と	法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)二号	無船員事等補賞去施守令(昭和二4 <b>大分県告示第七百三号</b>
○警察本部告示	所	宇佐市役所	令四・ 一・一三まで令三・一二・二四から	駅館川地区且尾一工区
大分県漁業協同組合名護屋支店事務所	場所	縦覧	縦覧期間	地区名
□ 佐伯市蒲江大字丸市尾浦五百五十四番地	勝貞	瀬	大分県知事 広	
大分県漁業協同組合事務所				令和三年十二月二十四日
<ul><li>一 大分市府内町三丁目五番七号</li></ul>			<b>てきる。</b>	知事に対し審査請求をすることができる。
2 縦覧場所	て十五日以内	いら起算して	のは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内	なお、利害関係人で異議のあるものは、
令和三年十二月二十四日から令和四年一月七日まで	供する。	しを縦覧に	次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。	法第八十七条第五項の規定により、次
1 縦覧期間	同条第四項において準用する同	四項において		緊急農地再編整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、
一指定漁船調書の縦覧	により、国営	一項の規定により、	5九十五号)第八十九条の二第	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一
大分県漁業協同組合				大分県告示第七百二号
3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称				······································
名護屋加入区		牛	竹田市久住町	令和四年一月十九日
- 2 加入区				
木許 善文	家畜の種類	家	検査場所	検査期日
佐伯市蒲江大字森崎浦三百九十四番地一	勝貞	瀬	大分県知事 広	
吉田 忠				令和三年十二月二十四日
佐伯市蒲江大字丸市尾浦千二百七十番地				とおり臨時種畜検査を実施する。
戸髙 吾一郎	により、次の	三号の規定	第二百九号)第四条第一項第二号の規定により、	家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)
佐伯市蒲江大字森崎浦千九百十番地				大分県告示第七百一号
1 発起人の住所及び氏名				
一 届出事項   ラクリ矢草 「	級外	その他	හ 	令三大分県臨三第十六号 L 21-25
<b>近</b>	級外	その他	39	令三大分県臨三第十五号 L 20-739
<b>る。</b>	級外	その他	78	令三大分県臨三第十四号 L 20-678
」ので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧  以下   法」という。)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった	級外	その他	29	令三大分県臨三第十三号 A1832
規定によ	級外	その他		令三大分県臨三第十二号 A1831

きる手続等その他警察本部長が定めることとされている事項等を定める。 子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことがで 令和3年12月24日

大分県警察本部長 兹  $\mathbb{H}$ മ

白

根拠となる法令等の名称及び条項

する方法により行うことができる手続等は、別表の左欄に掲げる法令等のそれぞれ同表の 右欄に掲げる規定に基づく手続等とする。 規則第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

- 申請等を行った者を確認するための措置
- 受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。 うに、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下「ワンタイムURL」という。)を メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26 識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子 当該申請等の用に供する部分(以下「申請部分」という。)をインターネットにおいて されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち 第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下同じ。)の送信(公衆によって直接受信 よって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号) る法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者に 規則第4条第4項ただし書及び第5項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げ 第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。) ごとに異なるものとなるよ
- 欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏 名又は名称を入力し、又は送信することとする 規則第9条第1項ただし書に規定する措置は、 別表の左欄に掲げる法令等の同表の右
- 適用年月日

ယ

令和4年1月4日

別表

法令等	規定
道路交通法(昭和35年法律第105号)	第74条の3第5項
道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項
	第8条第1項

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)			警備業法(昭和47年法律第117号)	<b>岩 2 立)</b>	大分県道路交通法施行細則(昭和51年大分県公安委員会規則
第10条第3項	第17条第2項におい て準用する第11条第 1項	第17条第2項におい て準用する第16条第 2項	第10条第1項	第15条第4項	第8条第3項

## ○大分海区漁業調整委員会告示

## 大分海区漁業調整委員会告示第十七号

| おける宝石さんごの採捕を禁止する。ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合 は、この限りでない。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定により、大分海区に

令和三年十二月二十四日

大分海区漁業調整委員会会長

(定義)

小

眞

野

生体及び死骸をいう。 この指示において「宝石さんご」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの

(禁止区域)

大分県海域

(承認の対象者)

承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。 (承認証の交付)

四 請者に承認証を交付する。 大分海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、採捕の承認をしたときは、申

(承認証の携帯義務)

Ŧi. 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければなら

(承認の制限、条件の変更又は採捕の停止)

六 変更し、又は採捕の停止を指示することができる。 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を

(承認の取消し

七 できる。 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことが

(譲渡又は販売の禁止

八 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごの譲渡又は販売をしてはならない。

(意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止

九 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない

(採捕報告書の提出)

+ ればならない。 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなけ

(取扱要領)

十一 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別 に定める。

(指示の有効期間)

十二 この指示の有効期間は、 令和四年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

### 警 察 本 部 訓 令

### 大分県警察本部訓令第26号

K 喍

# 校

摦

瞬

大分県警察における処務に関する訓令(昭和46年大分県警察本部訓令第12号)の一部を次

のように改正する

令和 3 年12月24日

大分県警察本部長 兹 田 켇 ₽

> 目次中「事務引継」を 「事務引継ぎ」に、 「第7節 第8節 識別カード(第33条の8-第33条の 職員章(第33条の2-第33条の7)

|11) 」を「第7節 識別カード(第33条の2-第33条の7)」に改める

官及び一般職員(」に改め、「いう。」の次に「)をいう。」を加え、同号を同条第5号と し、同条第7号を削り、同条に次の1号を加える。 「課」を「本部の課」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「警察官、」を「警察 第2条第1号中「「課」を「「本部の課」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中

(6) 交番等 交番、駐在所又は警備派出所をいう。

第9条第3号中「(課を置かない場合の係を含む。)」を削り、同条第4号中「を置く」 「の」に改める。

R

続」に改める。 第12条第1項中「第13条の2」を「第13条の3」に改め、同条第2項中「手続き」を「手

第20条第2項中「届出」を「届け出」に改める。

第22条中「1箇月」を「1か月」に改める。

第23条第2号中「責任者、」を「責任者及び」に改め、同条第3号中「経路、」を「経路

及び」に改める。

「第4節 赴任及び事務引継」を「第4節 赴任及び事務引継ぎ」に改める。

る」に改める 第24条第1項中「転任、」を「転任」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定す

び「の各号」を削り、「文書」の次に「又は口頭」を加え、同条第2項中「事務引継」を 「事務引継ぎ」に改める。 第25条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第1項中「特別な場合を除き、」及

第26条中「署長が」を削る。

第30条第1項中「(昭和26年大分県条例第7号)」を削る。

第32条第1項中「、その他」を「その他」に改める。

第33条中「1に」を「いずれかに」に改める

第3章第7節を削る。

「第8節 識別カード」を「第7節 識別カード」に改める

節」に、「警察職員」を「職員」に、「執務室」を「庁舎内」に、 1」に改め、同条を第33条の2とし、同条の次に次の2条を加える。 第33条の8中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「第33条の10」を「以下この 「別表第2」を「別表第

(識別カードの交付)

**第33条の3** 識別カードは、新規採用職員に警務部警務課長(以下「警務課長」という。) が交付するものとする。

(識別カードの貸与又は譲渡の禁止)

第33条の4 識別カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第33条の9を削る。

第33条の10中「あったとき」の次に「(引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を使用するときを除く。)」を加え、「第11号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第33条の5とし、同条の次に次の1条を加える。

(識別カードの返還)

**第33条の6** 退職等により職員でなくなったときは、遅滞なく識別カードを所属長を経て警務課長に返納しなければならない。

第33条の11の見出し中「又は返還の処理」を「状況等の管理」に改め、同条中「第33条の9において準用する第33条の3及び第33条の6並びに前条の規定により」を「警務課長は、」に、「を受けたときは、」を「の状況を」に、「第12号様式)に必要な事項を記載して処理する」を「第10号様式)により管理する」に改め、同条を第33条の7とする。

第35条第1項中「により」を「の規定により」に改める。

第37条第1項中「警察本部において行う」を「本部が主宰する」に改め、同項の表中「及び課長」を「及び本部の所属長」に改め、同条第3項中「課長」を「本部の所属長」に改める。

第52条第2項中「本部各課」を「本部の課」に、「課長」を「所属長」に、「幹部交番」を「交番等(幹部交番に限る。)」に、「部課」を「課」に、「及び課署」を「(幹部交番を除く。)及び本部の課又は署」に改め、同条第3項中「点検したうえ」を「点検した上」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第5項中「課」を「本部の課(分室を含む。)」に改め、「、幹部交番」を削る。

第53条第1項中「たてて」を「立てて」に改め、同項第1号中「防災、」を「防災及び」 に改め、同項第3号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第63条の見出し中「増築等」を「増築」に改め、同条中「を増築又は修繕」を「の増築」に改め、同条第1号中「又は修繕」を削る。

第64条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第1項中「交番、駐在所又は警備派出所(以下「交番等」という。)」を「交番等」に改め、同項第5号中「図面、」を「図面及び」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第66条中「別表第3」を「別表第2」に改める。 第67条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第1を削り、別表第2中「第33条の8関係」を「第33条の2関係」に改め、同表を別

表第1とする。

別表第3中「かい書」を「楷書」に、「打出しづくり」を「打出し作り」に改め、同表を 別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

第1号様式を次のように改める。

令和三年十二月二十四日

第1号様式(第17条関係)

大分県報 (警察本部訓令)

		П			
	至年月日	四 完了検査	由布市挾間町筒口一七二番地	小野廣	"
	社日田淡水魚センター	株式会	〃 大字竹矢二二○三番地	小 野 日支男	"
<b></b>			〃 大字辻原三一六番地	亀 井 美津善	"
氏子 ル	午可を受けた皆の主所及び呂な・氏呂一万四千三百十八・五○平方メートル	三 午可たる 一万四千	〃 大字下原一八○○番地の一○	伊藤義昭	"
	<b>めの面積</b>	二 開発区域	〃 大字横瀬二二九六番地	麻生秀之	"
番四ほか四筆の各地先水路並びに字荻鶴千五十五番一ほか十六筆「デアージョーノイラーステーニュート」	四番四ほか四筆の各地先水路の舎が日舎手日ラーノ舎	及び七十四	大分市大字竹矢一一二四番地	太田富雄	理事
字友日字其日六十八番互まか六十筆並どこ匕十番三十四まか一筆の各也七里道」に含まれる地域の名称	ヘ字 友田字 末田六十八番丘 ** 域に含まれる地域の名称	日田市大 開発区域	住	氏名	役 名
大分県知事 広 瀬 勝 貞					(退任役員)
	令和三年十二月二十四日	令和三年	大分県知事 広 瀬 勝 貞		
、検査済証を交付した。	関する工事が完了したので、検査済証を交付した。	開発行為に関		月二十四日	令和三年十二月二十四日
(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の		都市計画法			出があった。
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		0)	(大分市) から、退任役員	
〃 大字竹矢六三七番地の七	佐藤美喜夫	"	(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、世利川井	:和二十四年法律第百九	土地改良法(昭
〃 大字下原九八六番地	奈 須 栄 一	監事	告		
大分市大字上詰八八四番地の六	和田清秀	11	1 2 8 0	NEW YORK OF THE COME	190
由布市挾間町筒口一七二番地	小野廣	"	行する。	令和3年12月24日から描行する。	アの訓令は、今
〃 大字竹矢二二○三番地	小 野 日支男	"			%°
〃 大字下原一八○○番地の一○	伊藤義昭	"	。 第12号様式中「第33条の11関係」を「第33条の7関係」に改め、同様式を第10号様式とす	「第33条の11関係」を「	第12号様式中
〃 大字横瀬二二九六番地	麻生秀之	11	「第33条の5関係」に改め、同様式を第9号様式とす	第11号様式中「第33条の10関係」を「	第11号様式中
大分市大字竹矢一一二四番地	太田富雄	理事		第9号様式及び第10号様式を削る。	第9号様式及び
住	氏名	役名	0	に改める。	回意義
	貝)	(就任役員)	ι		
〃 大字竹矢六三七の三番地	佐藤敏雄	"	(課長) (孫長) 名 所 属 長	(署長) (副署長)	第3号様式中
大分市大字上詰一五二七番地の一	安藤直行	監事	課長補佐   係長   「		

	_									E	:村宅を決気した日	浴
										Ē		
									留一号	大分市豊饒二丁目八番一号	八分市豊饒	+
								詸	云計管理語	大分県立病院事務局会計管理課	八分県立病	+
						所在地	称及び	部局の名	担当する対	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	分約に関す	一 恝
										含む。)	機器の撤去を含む。)	機哭
	有	設置並びに現有	・設置並	(本体及び周辺機器の搬入	周辺機関	本体及び		<b>掫影装置</b>	ータ断層撮影装置一式	エックス線コンピュ	ックス娘	т.
								<b>奴</b> 量	名称及び数量	落札に係る物品等の	札に係る	一荻
		司	昌	藤	佐	病院長	大分県立病院長	大				
									日	令和三年十二月二十四日	和三年七	会
								<b>亦する。</b>	ついて公示する。	のとおり落札者等に	とおり変	次の
					~	~~~	~~~	~~~	~~~	~~~~		
										令和三年九月十七日	和三年力	会
									した日	般競争入札を公告した日	般競争入	七一
										札	般競争入札	_
									した手続	契約の相手方を決定した手続	分約の相手	六 恝
				ひ。 )	額を含む	費税相当	地方消	質税及び	十円(消費	六千九百二十六万七千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)	千九百二	놋
											落札金額	五茲
									二番八号	大分市西大道二丁目三番八号	八分市西大	+
						生	村次	位吉	代表取締役		株式会社アステム	株
									191	落札者の氏名及び住所	札者の氏	四荻
									П	令和三年十月二十七日	和三年七	会
										落札者を決定した日	礼者を決	三
令和三年十月二十二日									留一号	大分市豊饒二丁目八番一号	八分市豊饒	*
	七							詸	云計管理語	大分県立病院事務局会計管理課	八分県立病	+
一般競争入札						所在地	称及び	部局の名	担当する対	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	入約に関す	二 恝
ハ 契約の相手方を決定した手続	六		古む。)	の撤去を含	有機器の	並びに現	・設置	奇の搬入	5周辺機器	、(本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。	無影灯一式	<del>///-</del>
六千六百万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)								数量	石称及び数	落札に係る物品等の名称及び数量	札に係る	一荻
A 落札金額	<u>五</u> .	司	昌	藤	佐	病院長	大分県立病院長	大				
由布市挾間町古野字塚ノ久保千百番地三									日	令和三年十二月二十四日	和三年七	会
株式会社バイオメディカル 代表取締役 伊 東 卓 郎								示する。	ついて公	次のとおり落札者等について公示する。	とおり弦	次の
四 落札者の氏名及び住所	四				~~~		~~~	~~~		~~~~~~		
令和三年十二月一日									ı	上月十プ目	令和三年十一	会